平成２７年（フ）第２１６６号
札幌市北区北25条西５丁目３番６―202号
債務者　小別里衣子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７号
札幌市清田区平岡２条２丁目８番３―106号
債務者　鳥海　啓介（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
札幌市東区北16条東７丁目２番27―202号
債務者　岩崎　涼子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４３号
北海道江別市弥生町７番地の17
債務者　池　　秀憲
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４９号
札幌市中央区南12条西13丁目１番40―201号
債務者　山本　知広
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
北海道帯広市西20条南３丁目45番14号
債務者　千葉　元子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
盛岡市永井24地割50番地58　ドミール多賀201号
債務者　内川　千恵
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２０号
群馬県藤岡市本郷881番地　市営住宅本郷団地76―２―13号
債務者　小林裕太郎（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６号
静岡県三島市川原ケ谷207番地の５、前住所静岡県三島市多呂134番地の７　メゾン栗原103
債務者　増田さとみ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
愛知県一宮市大和町妙興寺字於保越１番地　サンアヴェイル森Ａ―102号
債務者　福重　真也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４０号
愛知県丹羽郡大口町余野３丁目431番地
債務者　篠原とみ子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０００号
大阪府松原市北新町１丁目126番地の16
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００５号
大阪府富田林市若松町５丁目12番５号―103
債務者　キッチンプラザイノウエこと　井上　圭二
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００６号
大阪府富田林市若松町５丁目12番５号―103
債務者　井上　絹子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７３号
大阪府河内長野市木戸東町７番17―301号、申立時の住所大阪府河内長野市木戸１丁目９番10―103号
債務者　吉野　文博
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
堺市北区新金岡町４丁２番１―103号
債務者　出口　恭子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
堺市堺区出島町２丁１番18号
債務者　上野　修也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係